

事業本部フィギュア部運営規則

(総 則)

第1条 この規則は公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）定款細則第16条、第19条および第20条の規定により設置されたフィギュア部に関する事項を定める。

(フィギュア部委員会)

第2条 この部はフィギュア部委員会（以下「委員会」という。）を組織し、本連盟のフィギュアスケート（シングル・ペア）、アイスダンスおよびシンクロナイズド・スケートティングの次の事項に関して審議し、必要な事項を事業委員会（事業本部）に具申し、事業本部として執行するものの運営にあたる。

- (1) 選手強化のための基本計画の立案と指導
- (2) コーチ等の指導養成ならびに組織化
- (3) 選手強化に関する情報の収集と研究、その他選手強化
- (4) 競技会並びに演技会の立案および運営
- (5) 審判員・競技役員の養成および資格の検討
- (6) バッジテストの実施に関する事項
- (7) 競技会関係規則、規約、用具の調査研究
- (8) その他の一切の事項

(委 員)

第3条 委員会には次の委員をおく。

部長 1名
副部長 2名
常任委員 11名以内

(総務、強化、事業、規約、その他必要な役務を担当する)

ブロック代表委員 15名以内

北海道地区 1名、東北地区 1名、関東地区 6名、中部地区 2名、関西地区 3名、
中四九地区 2名

ただし、ブロック代表委員で常任委員を兼務することはさまたげない

(委 嘱)

第4条 委員の委嘱は次の通りとする。部長、副部長および委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(部長、副部長の職務)

第5条 部長および副部長の職務は次の通りとする。

- (1) 部長はフィギュア部を統括し委員会の議長を務める。
- (2) 副部長は部長を補佐し、部長が不在の場合は部長を代行する。また、委員会で部長が欠席の場合は部長に代って議長を務める。

(業務分掌)

第6条 委員の業務分掌は次の通りとする。

1. 総務
 - イ) 部長の指示により委員会の議案の作成
 - ロ) 委員会の議事録の作成
 - ハ) 小委員会、運営委員会の議事録の作成
 - ニ) 財務、広報に関する事項
 - ホ) その他どここの担当にも属さないすべての事項
-
2. 強化
 - イ) 選手の競技力の向上に関する事項
 - ロ) コーチの育成
 - ハ) 競技力、体力の向上のための研究調査
 - ニ) 海外遠征計画、実行
 - ホ) 強化合宿等の実行
 - ヘ) 用具の調査研究
 - ト) その他強化に関する一切の事項
-
3. 事業
 - イ) 本連盟の主権、主管する競技会並びに演技会の要項作成、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ロ) 委員会で定めた事業の計画、立案
 - ハ) その他必要な事業の検討
-
4. バッジ
テスト
 - イ) バッジテストの規程作成、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ロ) バッジテストに関する記録の作成および保管
 - ハ) その他バッジテストに関し委員会の定めた一切の事項
-
5. 渉外
 - イ) フィギュア部に属する事項に関する海外との連絡事務
 - ロ) I S U選手権大会、国際競技会等に関する海外連絡事務

- ハ) その他渉外に関する事項に関し委員会の定めた一切の事項
- 6. 規約
 - イ) 諸規則、規約に関する一切の事項
 - ロ) 審判員の審査、試験に関する事項
 - ハ) その他規約および審判員に関する事項で委員会の定めた一切の事項
- 7. ブロック代表
 - イ) 担当ブロック加盟団体フィギュア部と委員会との連絡調整
 - ロ) 担当地区で開催される本連盟主催、主管の競技会の連絡調整、および事業委員と共に要項作成、企画運営およびこれに関する一切の事項
 - ハ) ブロックでの競技会等、事業の把握調整

(任期)

第7条 委員の任期は原則として本連盟の理事と同一とする。ただし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合には欠員者の残任期間を限度として委員を補充することができる。

(全国フィギュア部長会)

第8条 委員会の部長は委員会を円滑に運営するため少なくとも年に1回委員会の委員に加えて本連盟に加盟する団体のフィギュア部長を招集し、次の事項の一部または全般に関して報告すると共に必要な事項を審議する。

- (1) 本規則第2条各号に関する事項
- (2) 部長候補の推薦
- (3) 部長候補によって推薦された副部長、常任委員各候補の承認
- (4) ブロック代表のフィギュア委員候補の推薦
- (5) その他必要な事項

(小委員会、運営委員会)

第9条 この委員会に委員会の議決を経て、委員会の事業または業務を遂行するため、必要な小委員会または運営委員会を別途に設けることができる。

(特別事項)

第10条 フィギュア部委員会事業の中で(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度による「商業スポーツ施設における指導者審査認定事業」を日本フィギュアスケATINGインストラクター協会と協力して実施することができる。

- 2 登録無資格者から登録競技者への復帰申請書が出された場合は、届け出のあった所属連盟より本連盟に登録についての協議書を提出しなければならない。その場合は、本連盟細則第36条に規定する登録審査委員会において審査し、特殊事情を考慮して内容により直ちに或いは一定期間の条件を附して承認することができる。

昭和60年 3月12日施行

平成 元年 1月25日改正

平成 5年 6月 3日改正

平成10年12月18日改正

平成24年 7月 2日改正

令和 4年 6月22日改正